

準中型自動車の新設に伴う高齢運転者等標章の注意事項について

平成 29 年 3 月 12 日、改正道路交通法などの施行により、準中型自動車が新設されました。これに伴う高齢運転者等標章の注意事項は下記のとおりです。

高齢運転者等標章について

標章を申請できる方（以下のいずれかに該当し、普通自動車対応免許を所有している方）

- ・ 年齢 70 歳以上の方
- ・ 聴覚障害又は肢体不自由を理由に運転免許に条件が付されている方
- ・ 妊娠中又は出産後 8 週間以内の方

停車・駐車するためには

- ・ 上記いずれかに該当する方が運転する **普通自動車** であること。
- ・ 高齢運転者等標章の交付を受け、停車・駐車している車両の前面の見やすい箇所に掲示していること。
- ・ 停車・駐車する場所が **高齢運転者等専用駐車区間** であること。



標章車専用

※この標識がある場所です。

[香川県内の高齢運転者等専用駐車区間はここから](#)

[高齢運転者等標章の申請方法はここから](#)

準中型自動車について

旧制度

平成 29 年 3 月 12 日から

新制度

普通自動車

車両総重量・・・5 トン未満
最大積載量・・・3 トン未満
乗車定員・・・10 人以下

高齢運転者標章の対象
(下記注意事項確認！)

準中型自動車

車両総重量・・・3.5 トン以上 7.5 トン未満
最大積載量・・・2 トン以上 4.5 トン未満
乗車定員・・・10 人以下

高齢運転者標章の対象外

普通自動車

車両総重量・・・3.5 トン未満
最大積載量・・・2 トン未満
乗車定員・・・10 人以下

高齢運転者標章の対象

★注意事項★

- ・ 現在、準中型自動車に該当する自動車で標章の交付を受けている方
→ 改正道路交通法の施行前であれば使用できましたが、施行後は高齢運転者等標章の **対象外** となり、使用できませんので返納してください。(駐車違反として検挙されます。)
- ・ 上記以外の普通自動車で標章の交付を受け、又は、申請される方
→ 改正道路交通法の施行前後を問わず標章を使用し、又は、申請することができます。



申請する自動車の **車検証** をよく確認しましょう。

お問合せ先

香川県警察本部交通規制課
087-833-0110
各警察署交通課